委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長	等	
2. 都道府県名	鹿児島県		
3. 市区町村名	霧島市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city-kirishima.jp/gyokaku/201703dokujiriyou.html		

執行機関名 霧島市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	霧島市子ども医療費助成条例(平成17年条例第149号)による子ども医療費助成に 関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1第3の項 霧島市子ども医療費助成条例(平成17年条例第149号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	霧島市子ども医療費助成条例(平成17年条例第149号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て <u>児童</u> は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その <u>心身の健やかな成長及び発達</u> 並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって <u>子どもの</u> <u>健康の保持増進</u> を図るために行う子どもに係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		霧島市子ども医療費助成条例(平成17年条例第149号)